

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県県土マネジメント部地域デザイン推進局建築安全推進課において閲覧できます。

令和三年四月三十日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

令和元年十月七日奈良県指令建第一〇四―七〇号

令和三年三月五日奈良県指令建第一〇四―七〇―一号

令和三年四月六日奈良県指令建第一〇四―七〇―二号

令和三年四月十九日奈良県指令建第一〇四―七〇―三号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和三年四月二十二日建第九七八六号

公共施設に関する工事の検査済証 令和三年四月二十二日建第五六七〇号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

大和高田市幸町三番一三及び三番一八（二工区）

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都港区虎ノ門二丁目一〇番四号

株式会社日本エスコン 代表取締役 伊藤貴俊

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 大和高田市幸町三番一八